

業 務 委 託 仕 様 書

道路土工構造物(法面・擁壁)点検調査業務委託

令和8年(2026 年)

豊中市 都市基盤部 基盤保全課

第1章 総 則

1. 本仕様書は、「道路土工構造物(法面・擁壁)点検調査業務委託」に適用するものであって、予め本仕様書及び設計書の内容を熟知し、現地踏査を十分に行い、委託箇所を把握した後、業務を実施すること。
2. 受注者は、着手前に工程表を作成し、業務計画書(2部)を本市に提出して承認を受けた後、これに準拠して業務を推進し期限内に作業を完了させること。
3. 本業務完了後、成果品が受注者側の錯誤またはその他の理由で不完全であった場合、修正を命じることがある。また、これに要する費用は受注者の負担とする。
4. 受注者は、本業務を一括して他に委託または請負してはならない。
5. 本業務は、本仕様書によるほか、道路土工構造物点検要領(国土交通省 道路局)を参考として監督職員の指示に従い誠意を持って図書の作成に従事すること。
6. 本業務の実施中に疑義が生じた場合は、遅滞なく監督職員と打合せを行い、その結果については「打合せ記録簿」に明記しなければならない。
7. 貸与図書の保管、その他一切の責任は受注者が負い、万一紛失または破損等の事態が生じた場合は、本市の要求する方法で賠償するか、修理を行い返却すること。
8. 本仕様書に明記していないものであっても、本業務完成上、必要なものは監督職員と協議し、受注者において実施しなければならない。
9. 本業務が完成した際には、その成果品について本市の検査を受けなければならない。これに不備等があった場合は、指定期日までに修正の上、再度納品すること。
10. 本業務実施中に知り得た秘密は、発注者の承認を得ずに他に公表してはならない。
11. 本業務の実施にあたり、発注者が交付する身分証明書を常時各調査員に携帯させなければならない。また、他人の占有する土地に立入って調査する必要があることから、関係人の請求があればこれを提示し、親切に対応し、無益の摩擦や紛争をおこさぬようにしなければならない。
12. 本業務実施中に生じた諸事故に対してその責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、受注者においてその一切を処理するものとする。

13. 本業務に従事する管理技術者は、技術士法による技術士(総合技術監理部門〔建設一道路〕又は建設部門〔道路〕)の資格を有する者又は道路部門のRCCM登録証の交付を受けている者で本作業に精通した者でなければならない。
14. 本業務の実施に際し、緊急対応が必要と判断される箇所が確認された場合は、速やかに監督職員へ報告すること。
15. 本仕様書に明記されていない事項については、豊中市都市基盤部道路建設課発行の『道路測量設計業務の進め方及び成果品作成業務【補助資料】』(以下:市補助資料)及び大阪府都市整備部発行の『測量、調査作業及び業務委託等必携』に準ずるものとし、監督職員と確認を取りながら業務を実施すること。また、市補助資料内部の土木部道路建設課や都市基盤部道路センター道路建設課と記載があるものについては、都市基盤部基盤保全課と読み換えて作成すること。
16. 不当介入に対する報告・届出等について
 - (1) 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領(平成24年2月1日制定)」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出(以下「報告・届出」という。)を行わなければならない。
 - (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、直轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
 - (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
 - (4) 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。
17. 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出について

豊中市暴力団排除条例の施行(平成25年10月1日)に伴い、受注者は、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は、提出すること。

元請負人の誓約書は、一般競争入札案件については、事後審査の段階で公告に示す日時まで、一般競争入札案件以外については、契約書提出時に、契約検査室へ提出すること。

下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて担当課へ提出すること。

(市ホームページ→入札・契約情報→入札・契約情報トピックス 参照)

第2章 業務内容

1. 目的

本業務は、令和3年度に道路防災点検を実施した箇所及び第三者被害の危険性が想定される箇所を対象として、剥離や落下といった変状による第三者被害の防止を目的とした道路土工構造物点検（法面・擁壁）及び点検調書の作成・更新を行うものである。

2. 概要

(1) 法面・擁壁点検	57 箇所
(2) 法面・擁壁点検調書修正	38 箇所
(3) 法面・擁壁点検調書作成	19 箇所

3. 点検業務

(1) 計画準備

道路土工構造物点検（法面・擁壁）の実施にあたり、人員及び使用機材等の実施計画を立案し、既存資料の収集整理を行うものとする。

(2) 点検計画の立案

道路土工構造物点検の点検計画には、①効率的な点検順序の計画、②各点検箇所の確認項目の整理、③各点検時の安全計画等について記載するものとする。

(3) 道路土工構造物点検（法面・擁壁）

1) 現地調査

下記の項目を中心に現地にて調査を行うものとする。

- ・ 斜面上部までの大きな浮石・転石、開口亀裂、土砂堆積、集水等の有無
- ・ 既設対策工の健全度
- ・ 既設対策工全体としての効果
- ・ その他、必要と思われる事項

2) 判定基準

「道路土工構造物点検要領（令和5年3月）／国土交通省道路局 国道・技術課」に準拠するものとする。

3) 点検

対象施設に対して近接目視や打音調査等の点検を実施するものとする。近接目視調査は、法面小段等に登っての近接目視を主体として実施する。ただし、徒歩の調査にて確認が困難な場所がある場合は、協議の上、調査方法を検討するものとする。

点検に際しては、事前に既往点検成果（道路構造物点検、防災カルテ点検等）を確認のうえ、変状の進行性について把握すること。特に防災カルテのB票およびC票に示される経過観察を行っている変状

については測量鉋等の計測を含めて漏れなく確認を行うこと。

(4) 点検調書の作成

実施した点検結果に基づき、対象施設の健全性について下記判定区分に従い点検調書に記入し作成するものとする。また、第三者被害につながる恐れの有無に関わらず現地調査を実施した全ての調査箇所について、その状況が判る写真を撮影し現状写真に記録するものとする。

また、点検結果に基づく所見の記載においては、既往点検（道路構造物点検、防災カルテ点検等）の評価も踏まえて更新、修正を行うこと。

判定区分	判定の内容
I 健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）
II 経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じていないが、別途、 <u>詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態</u> ）
III 早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ <u>速やかに措置を講ずることが望ましい状態</u> ）
IV 緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合 （道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、 <u>緊急に措置を講ずべき状態</u> ）

※道路土工構造物点検要領（令和5年3月）：国土交通省道路局 国道・技術課

(5) 点検結果一覧表の作成

点検結果は、一覧表にとりまとめるものとする。なお、とりまとめにあたっては、必要事項をすべて記入し記入漏れの無いようにすること。

(6) 報告書作成

点検結果及び点検調書等をもとに報告書を取りまとめるものとする。

4. 個別施設計画

本業務で実施した点検結果を踏まえ、個別施設計画の更新を行うものとする。なお、更新にあたっては、下記に示す内容を標準とする。

- (1)対象施設について
- (2)施設の現状
- (3)維持管理の基本的な考え方
- (4)計画期間
- (5)対策の優先順位
- (6)対策費用
- (7)対策内容と実施時期

5. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間(1回)、成果品納入時の計3回の他、必要に応じて行うものとする。
また、業務着手時及び業務完了時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

6. 成果品

1) 報告書は、A4 サイズで黒表紙、金文字製本1部を提出するものとする。

2) 提出内容は、府必携及び本仕様書で明記されている資料等とする。

本業務における成果品は以下のとおりとする。

① 実施報告書(点検調書含む)	1 式
② 個別施設計画	1 式
③ 打合せ記録簿	1 式
④ 電子データ(CD-R、HDD 等)	1 式
⑤ GIS データ(Shape 形式)	1 式
⑥ その他監督職員の指示した資料	1 式